

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 定置網損傷 |
| 発生日時 | 令和3年6月12日 14時20分ごろ |
| 発生場所 | 神奈川県三浦市 ^{びしやもん} 毘沙門漁港南西方沖 安房埼灯台から真方位057° 1,430m付近 (概位 北緯35° 08.2' 東経139° 38.6') |
| 事故の概要 | プレジャーボートまりりん丸は、西進中、定置網に進入し、定置網が損傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年8月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート まりりん丸、4.5トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 230-55771埼玉、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 なし 定置網 ロープに破損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約1m |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、約10ノットの対地速力で手動操舵により西進中、定置網のブイとブイの間を航行していたところ、推進器が同網のロープに絡んで同網のロープが損傷した。</p> <p>本船は、船長が本事故の発生を海上保安庁に通報した後、海上保安庁の要請により来援した定置網の所有者に救助され、付近の漁港にえい航された。</p> <p>船長は、定置網が設置されていることを知っていたが、出航が遅くなり、早く入港したかったので、以前、定置網のブイとブイの間を航行している小型船舶を見たことがあり、両ブイの間を航行すれば航程を短縮できると思って航行したが、遠回りして定置網を避ければ良かったと本事故後に思った。</p> |
| 分析 | 本船は、西進中、船長が、定置網が設置されていることを知っていたが、以前定置網のブイとブイの間を航行する船舶を見たことがあり、両ブイの間を航行すれば航程が短縮できると思い、両ブイの間を航行したことから、推進器が同網のロープに絡んで同ロープが損傷したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が西進中、船長が、定置網が設置されていることを知っていたが、以前定置網のブイとブイの間を航行する船舶を見たこ |

| | |
|--------------|---|
| | <p>とがあり、両ブイの間を航行すれば航程が短縮できると思い、両ブイの間を航行したため、推進器が同網のロープに絡んだことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、定置網が設置されている海域には進入しないこと。また、定置網から十分に距離を離して航行すること。 |